

# 大和市地域防災計画の修正について (概要)

平成25年1月

## 市長室 危機管理課

### 目 次

1. 地域防災計画とは	……	P 1
2. 計画修正の背景	……	P 2
3. 計画修正の趣旨	……	P 2
4. 計画修正の基本的な考え方	……	P 3
5. 基本的な考え方と対策	……	P 4
6. 各対策を行うため修正が必要とされる節	……	P 5～7
7. 節ごとの主な修正内容		
【第1編 総則】	……	P 8
【第2編 地震災害対策計画編】		
第1章 災害予防対策計画	……	P 9～12
第2章 災害応急対策計画	……	P 13～15
第3章 災害復旧・復興対策計画	……	P 16
第4章 東海地震に関する事前対策計画	……	P 17
【第3編 風水害対策計画編】		
第1章 災害予防対策計画	……	P 18～19
第2章 災害応急対策計画	……	P 19～21
第3章 災害復旧・復興対策計画	……	P 21
8. その他（1）取組み体制の構築	……	P 22
（2）計画の運用にあたって	……	P 22
9. 今後の予定	……	P 22

# 1. 地域防災計画とは

## (1) 計画の目的

大和市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市長を会長とし、市内外の防災関係機関の代表者などにより構成される「大和市防災会議」が策定する災害対策全般にわたる計画で、地震や風水害等の災害対策に関し、市及び関係機関が対応すべき事務又は業務について総合的な指針を定めたものです。

本計画を基に災害に強いまちづくりを推進するとともに、万一の災害時には効果的な応急対策を行い、市域と市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としています。

また、本計画は、国の「防災基本計画」および県の「地域防災計画」と相互に関連性を有し、連携した地域計画となっています。

## (2) 計画の構成

本計画は、次の各編により構成されています。

編	内 容
総 則	計画の策定方針、計画の概要、市民・事業所の役割、地震や風水害等被害の想定及び被害履歴等について定めています。
地震災害対策計画編	震災に対する事前の備え、震災が発生した場合の対応、復旧・復興に必要な制度や措置について定めています。
風水害対策計画編	風水害に対する事前の備え、風水害が発生した場合の対応、復旧・復興に必要な制度や措置について定めています。
特殊災害対策計画編	航空機事故、鉄道災害、道路災害、放射性物質災害等の対策などに関する予防計画ならびに応急対策計画を定めています。
資 料 編	各編に関する資料等をまとめています。

## 2. 計画修正の背景

現行の計画は、新潟県中越地震（平成16年10月）や新潟県中越沖地震（平成19年7月）の発生、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正、水防法の改正、また、予測困難な局地的大雨が発生するなどの自然環境の変化を受け、平成20年度に修正したものです。

しかしながら、昨年発生した東日本大震災は、わが国の観測史上過去最大のマグニチュード9.0という大地震に加え、津波の発生や余震により、東北3県（岩手県・宮城県・福島県）のみならず、広域かつ甚大な被害をもたらしました。

この大震災の経験や教訓から、国においては、様々な分野で検討を行い、防災基本計画の修正を行っており、この修正を踏まえ、神奈川県においても地域防災計画の見直しを行っています。

## 3. 計画修正の趣旨

本市においても、帰宅困難者対策、情報・通信手段の確保、他機関からの支援を円滑に受け入れる準備などに対する新たな課題、また、これまで実施してきた予防対策や応急対策などに関する問題点が明らかになりました。今回、神奈川県において、地震災害対策・風水害対策に対する見直しが行われたことから、平成20年度に修正した現計画の見直しを行い、所要の修正を加えることとし、災害に強いまちづくりの推進を図ります。

なお、今後においても、国や県の修正や関係法令の改正、また、新たな被害想定調査結果の発表などが行われた場合は、随時見直しを行ってまいります。

## 4. 計画修正の基本的な考え方

### (1) 「自助」・「共助」による取組みの強化

阪神・淡路大震災を契機に、これまで防災対策の柱であった「公助」に加え、「自助」・「共助」への意識が高まり、以降、「命を守る」ことを最優先に災害への備えを進めてきました。このような中、東日本大震災において、迅速な避難行動がとれたことで、津波からの危険を回避した事例や、地域やボランティアの方々が助け合って救助活動や避難所運営を行った事例など、改めて「自助」・「共助」の取組みの重要性が再認識されています。本市において懸念される地震火災に対しては、特に自ら身を守る努力と、地域の中での助け合いが被害を最小限に抑えることにつながります。このことから、「公助」のみならず、市民、企業、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを強化します。

### (2) 避難行動・避難生活への支援強化

災害発生時に迅速かつ安全な避難を実施するために、要援護者支援制度への登録の促進や避難勧告、避難指示の基準を予め示すなど事前の準備を充実します。また、大規模災害時には避難生活が長期化することから、防災インフラ等の整備や女性及び災害時要援護者への配慮、備蓄品の見直しなど避難生活を支援する体制について整備します。

### (3) 自治体や企業、団体等との連携強化

大規模な災害では、甚大かつ広範な被害が想定され、本市単独では対処することができないことから、他市町村はもちろん、県、国、企業、団体等から必要な支援を円滑に受ける必要があります。このため、受入れ体制の整備や災害時応援協定の締結等を実施することで連携を強化します。

また、東日本大震災では、市内でも帰宅困難者が発生しました。このことから、「むやみに移動を開始しないこと」で帰宅困難者とならないことを周知すると共に、一時滞在施設の確保や鉄道事業者、警察等の関係機関と連携し、帰宅困難者の支援体制を強化します。

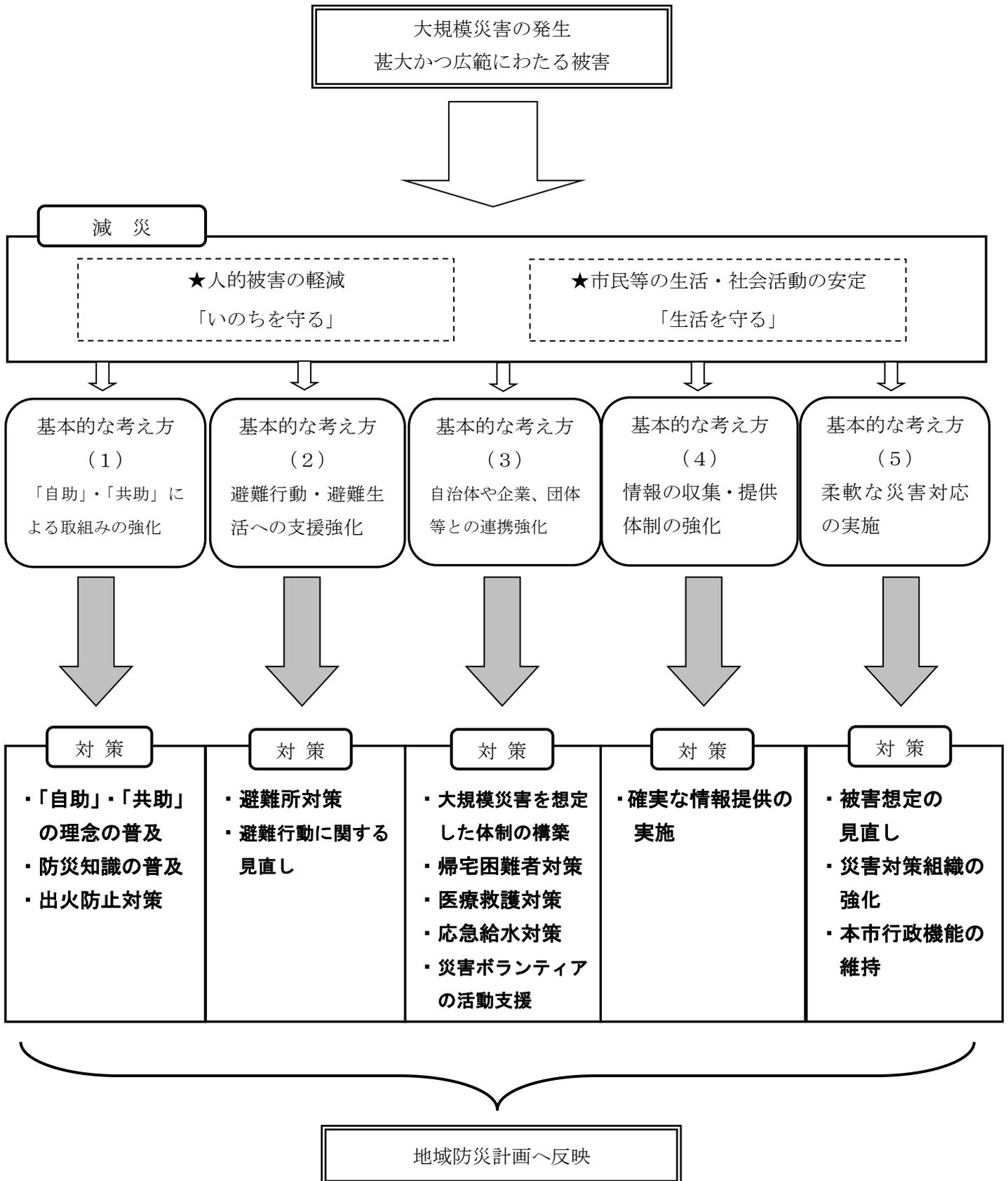
### (4) 情報の収集・提供体制の強化

東日本大震災では地震発生時に携帯電話による通話等の通常時の連絡手段が使用可能となるまでに時間を要しました。過去の震災では発生から救出までの時間が短いほど、生存率が高くなり、風水害では的確な情報提供が被害を未然に防ぐことから、より早く、的確な情報収集・提供体制が求められます。災害発生時の迅速かつ適切な避難、支援等を支えるため、情報の収集・提供体制等を整備・強化します。

### (5) 柔軟な災害対応の実施

東日本大震災では大地震に伴い、大津波が発生し、行政機能が停止することで、復興・復旧活動に遅れが生じました。いかなる災害であったとしても、人的被害を軽減し、市民等の生活・社会活動への影響を最低限に抑えられるよう、被害想定の見直し、災害対策組織体制の強化、行政機能を維持するなど、柔軟な対応を可能とする体制づくりを進めます。

## 5. 基本的な考え方と対策



## 6. 各対策を行うため修正が必要とされる節

### 基本的な考え方(1) 「自助」・「共助」による取組みの強化

#### 「自助」・「共助」の理念の普及

- 第1編 総則
  - 第3節 市民、事業所の役割
- 第2編 地震災害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>
  - 第8節 避難対策/第10節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄/第16節 自主防災活動の充実強化
- 第3編 風水害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>
  - 第10節 避難対策/第12節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄/第18節 自主防災活動の充実強化

#### 防災知識の普及

- 第2編 地震災害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>
  - 第14節 防災知識の普及
- 第3編 風水害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>
  - 第16節 防災知識の普及

#### 出火防止対策

- 第1編 総則
  - 第3節 市民、事業所の役割
- 第2編 地震災害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>
  - 第2節 都市の防災対策/第4節 火災・危険物等の災害の予防対策/第16節 自主防災活動の充実強化
- 第3編 風水害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>
  - 第2節 都市の防災対策/第18節 自主防災活動の充実強化

### 基本的な考え方(2) 避難行動・避難生活への支援強化

#### 避難所対策

- 第2編 地震災害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>
  - 第10節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄/第18節 災害時要援護者対策
- 第2編 地震災害対策計画編<第2章 災害応急対策計画>
  - 第11節 避難対策/第19節 生活確保対策/第23節 災害時要援護者対策
- 第3編 風水害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>
  - 第12節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄/第20節 災害時要援護者対策
- 第3編 風水害対策計画編<第2章 災害応急対策計画>
  - 第13節 避難対策/第21節 生活確保対策/第25節 災害時要援護者対策

#### 避難行動に関する見直し

- 第2編 地震災害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>
  - 第8節 避難対策
- 第2編 地震災害対策計画編<第2章 災害応急対策計画>
  - 第11節 避難対策/第19節 生活確保対策/第21節 文教対策
- 第2編 地震災害対策計画編<第4章 東海地震に関する事前対策計画>
  - 第8節 児童・生徒等の保護対策
- 第3編 風水害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>
  - 第10節 避難対策
- 第3編 風水害対策計画編<第2章 災害応急対策計画>
  - 第13節 避難対策/第21節 生活確保対策/第23節 文教対策

## 基本的な考え方(3) 自治体や企業、団体等の連携強化

### 大規模災害を想定した体制の構築

- 第2編 地震災害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>  
第13節 広域応援体制等の拡充
- 第3編 風水害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>  
第15節 広域応援体制等の拡充

### 帰宅困難者対策

- 第2編 地震災害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>  
第8節 避難対策
- 第2編 地震災害対策計画編<第2章 災害応急対策計画>  
第11節 避難対策
- 第2編 地震災害対策計画編<第4章 東海地震に関する事前対策計画>  
第6節 鉄道折り返し駅及び周辺の混乱対策
- 第3編 風水害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>  
第10節 避難対策
- 第3編 風水害対策計画編<第2章 災害応急対策計画>  
第13節 避難対策

### 医療救護対策

- 第2編 地震災害対策計画編<第2章 災害応急対策計画>  
第14節 医療及び助産対策
- 第3編 風水害対策計画編<第2章 災害応急対策計画>  
第16節 医療及び助産対策

### 応急給水対策

- 第2編 地震災害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>  
第10節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄
- 第2編 地震災害対策計画編<第2章 災害応急対策計画>  
第16節 応急給水活動
- 第3編 風水害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>  
第12節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄
- 第3編 風水害対策計画編<第2章 災害応急対策計画>  
第18節 応急給水活動

### 災害ボランティアの活動支援

- 第2編 地震災害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>  
第17節 ボランティアの受け入れ
- 第2編 地震災害対策計画編<第2章 災害応急対策計画>  
第22節 災害ボランティアの活動支援
- 第3編 風水害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>  
第19節 ボランティアの受け入れ
- 第3編 風水害対策計画編<第2章 災害応急対策計画>  
第24節 災害ボランティアの活動支援

## 基本的な考え方(4) 情報の収集・提供体制の強化

### 確実な情報提供の実施

- 第2編 地震災害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>  
第6節 災害時情報の収集・提供体制の拡充
- 第2編 地震災害対策計画編<第2章 災害応急対策計画>  
第7節 災害広報
- 第2編 地震災害対策計画編<第4章 東海地震に関する事前対策計画>  
第1節～第1.1節
- 第3編 風水害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>  
第8節 災害時情報の収集・提供体制の拡充
- 第3編 風水害対策計画編<第2章 災害応急対策計画>  
第5節 気象情報等の収集、伝達/第8節 災害広報

## 基本的な考え方(5) 柔軟な災害対応の実施

### 被害想定の見直し

- 第1編 総則  
第6節 地震被害の想定

### 災害対策組織の強化

- 第2編 地震災害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>  
第1節 防災組織/第1.5節 防災訓練
- 第3編 風水害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>  
第1節 防災組織/第1.7節 防災訓練

### 本市行政機能の維持

- 第2編 地震災害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>  
第7節 災害対策本部等組織体制の拡充
- 第3編 風水害対策計画編<第1章 災害予防対策計画>  
第9節 災害対策本部等組織体制の拡充

## 7. 節ごとの主な修正内容

### 【第1編 総則】

節 名	修 正 内 容
第3節 市民、事業所の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時には、「自助」（自分の身を守ること）、「共助」（皆のまちは、皆で守る）が重要となることを強調する記載を追加します。</li> <li>○市民の「自助」による取組みを強化するため、飲料水や食糧といった備蓄の他に携帯トイレを加えること、市民自らが出火防止対策に努め、知識を習得、実践的な訓練への参加に努めることを「自助」における役割として追加します。</li> <li>○市民の「共助」による取組みを強化するため、自主防災組織の結成及びその活動へ積極的な参加をすること、地域において相互に協力し、初期消火、応急手当などに努めることを「共助」における役割として追加します。</li> <li>○事業所での「自助」・「共助」による取組みを強化するため、施設及び設備の耐震・耐火性等の強化による安全確保、自衛消防組織の確立、従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じることや、市やその他の行政機関が実施する応急対策活動に協力するよう努めることなどを事業所の役割に追加します。 <b>資料P3～4</b></li> </ul>
第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災関係機関等に関東財務局（横浜財務事務所）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、大和市電設協会、大和市社会福祉協議会、自衛隊を追加します。 <b>資料P4～10</b></li> </ul>
第6節 地震被害の想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大和市における地震被害想定を神奈川県が平成9年度から平成10年度に実施した地震被害想定調査結果から平成19年度から平成20年度に実施した調査結果に修正します。</li> <li>○これまで本市が想定していた「東海地震、神奈川県東部地震、南関東地震、神縄・国府津一松田断層帯地震」に、国の諮問機関である中央防災会議の首都直下地震対策専門調査会で近い将来に発生する可能性が高いとされる「東京湾北部地震」を追加します。また、今後、県が新たに被害想定調査を実施する場合には見直すことを追加します。</li> <li>○大和市における被害別危険度想定（建物の全壊棟数、火災による焼失棟数、液状化想定）を神奈川県が平成19年度から平成20年度に実施した調査結果に基づき修正します。</li> <li>○地震災害対策計画策定のための条件を喫緊の課題と捉え、長期的目標（10か年超）を削除し、短期的目標（5か年以内）と中長期的目標（5か年超）に修正します。 <b>資料P15～19</b></li> </ul>
第8節 被害履歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該節の被害特性は第6節の被害別危険度想定の内容と重複するため、削除します。 <b>資料P21</b></li> </ul>

## 【第2編 地震災害対策計画編】

### 第1章 災害予防対策計画

節 名	修 正 内 容
第1節 防災組織	<p>○災害対策基本法の改正により、災害対策本部との所管事務の明確化を図るため、大和市防災会議の所掌事務として、「市長の諮問に応じて大和市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」と「重要事項に関し、市長に意見を述べること」を追加します。</p> <p>○また、多様な主体意見を反映できるようにするため、大和市防災会議の組織に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の内から市長が任命するもの」を追加します。</p> <p>○災害対策組織体制を強化するため、危機管理に係る総合的な企画や実践に関する権限を有する「危機管理監」を組織に追加します。 <b>資料P23～25</b></p>
第2節 都市の防災対策	<p>○本市において懸念される、木造住宅が密集している地域での延焼被害の拡大を防ぐため、防火対策の施されていない住宅については建て替えを促すなど、不燃化の必要性について、啓発を図ることを追加します。 <b>資料P30</b></p>
第4節 火災、危険物等の 災害の予防対策	<p>○本市において懸念される地震火災による出火防止のため、住宅用火災警報器の普及、事業所における自衛消防組織の確立強化、一般家庭における地震火災の備えとして、火の元確認や初期消火の行動などの内容を追加します。</p> <p>○「初期消火及び救出救護の推進」に防災訓練等の機会を利用して地震体験車を活用した出火防止体験訓練、消火器やスタンドパイプ等の資機材を使用した消火訓練、救出救護訓練を追加します。 <b>資料P34～35</b></p>
第5節 公共施設等の安全 確保対策	<p>○下水道について、災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から下水道の防災体制を整備することを追加します。 <b>資料P39</b></p>
第6節 災害時情報の収集・提供体制の 拡 充	<p>○情報提供体制を強化するため、防災行政無線（固定系）のデジタル化に取り組むことを追加します。</p> <p>○防災行政無線（移動系）の代替として、より安定した広域での一斉通信ができるMCA無線を導入することを追加します。</p> <p>○迅速な避難活動を支援するため、国からの緊急情報を市の防災行政無線を介して瞬時に直接市民に伝えるJ-ALERTが整備されたことから、今後の運用について追加します。</p> <p>○災害発生時の通信手段として、輻輳の恐れがない衛星携帯電話の整備を図ることを追加します。</p> <p>○市民へ被災情報等の提供を実施するため、その他の通信網の1つとして、FMやまを追加します。 <b>資料P42～43</b></p>

節 名	修 正 内 容
第7節 災害対策本部等組織体制の拡充	<p>○市民等の生活・社会活動への影響を最小限に抑えるため、災害発生時の応急対策とあわせて優先度の高い行政サービスを継続できるように必要な人員や資機材等の確保などを定めた業務継続計画（BCP）を策定することを追加します。（第19節から移行）</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P45</b></p>
第8節 避難対策	<p>○避難場所の区分に休憩場所や情報の提供を実施する帰宅困難者の受入れ施設（一時滞在施設）として『草柳小学校、各学習センター（林間を除く）』を追加します。</p> <p>○「共助」（皆のまちは、皆で守る）による取組みを強化するため、一時避難場所の性格を「災害の状況を判断し、情報を得る場所」から「災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所」と位置づけることとして修正します。</p> <p>○迅速かつ安全な避難が実施できるように、指定避難所となる施設には、災害時に避難所として利用することを示した案内表示板と太陽光発電による照明の整備に努めることを追加します。</p> <p>○円滑な避難所運営を実施し、避難生活を支援するため、指定避難所における照明等の必要最低限の電力供給が継続できるよう自家用発電設備の設置に努めることを追加します。</p> <p>○帰宅困難者への支援において、帰宅困難者発生の抑制を図るため、平時から「むやみに移動を開始しない」ことを事業者等に周知することや家族の安否確認手段として「災害用伝言ダイヤル（171）」などの活用を追加します。</p> <p>○帰宅困難者用一時滞在施設を迅速かつ円滑に開設するため市以外の施設の管理者との協定等の締結をすすめることを追加します。</p> <p>○大和駅・中央林間駅を中心に、県、鉄道事業者、警察、駅周辺事業者等と連携して設置する地域協議会で、帰宅困難者が発生した場合の対応の検討・協議に取り組むことを追加します。</p> <p>○帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に鉄道運行状況、市内の被害状況、一時滞在施設の開設等の情報を提供できるよう、対策の検討を行うことを追加します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P46～48</b></p>

節 名	修 正 内 容
第10節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時におけるトイレ問題への対策として、市が指定避難所単位で行う生活必需物資等の備蓄と「自助」による家庭内備蓄に、水がない環境でも使用できる携帯トイレ等を追加します。</li> <li>○本市と県営水道とで災害時の応急給水に関する訓練などを定期的実施し、連携の強化を図ることを追加します。</li> <li>○給水体制を整備し、避難生活の支援を行うため、地下水源の確保に、指定避難所となる学校への井戸の整備に努めることを追加します。</li> <li>○乳児に対して、放射能災害においても影響を受けないペットボトルによる飲料水を備蓄することを追加します。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>資料P52～54</b></p>
第13節 広域応援体制等の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市が大規模地震で被災した場合に他機関からの支援を円滑に受け入れるため、市が支援部隊の受け入れ地点、輸送道路、受付場所、災害対策本部との連絡調整方法等を事前に定める受援計画を策定することを追加します。</li> <li>○相互応援協定の締結等にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との協定締結も考慮することを追加します。</li> <li>○相互応援協定を締結する場合に留意する事項として、物資や人の支援など応援の種類についての記載を追加します。</li> <li>○市は、被災地からの避難者が安心して生活を送ることができるように、市公共施設での一時的な受入れ、市営住宅の優先利用や民間賃貸住宅の活用を実施することを追加します。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>資料P57～58</b></p>
第14節 防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般市民に対する防災知識の普及の内容に神奈川県作成の地震被害想定区域（液化化想定区域）、土砂災害予想危険箇所などの自然災害回避（アボイド）情報と伝承などによる過去の災害教訓を追加します。</li> <li>○「自助」・「共助」による取組みを強化するため、自助では市民の心得（役割）の平常時の役割に避難所までのルート確認、非常持出品として携帯トイレ等の準備を追加し、共助では避難時の役割に隣近所への声かけ、一時避難場所への集合と住民同士の安否確認、救助活動の準備などを行うことを追加します。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>資料P60～64</b></p>
第15節 防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>○柔軟な災害対策がとれるように、個別防災訓練として、災害対策本部の応急対策活動の円滑な遂行を期するため、災害対策を行うための要員を早期に動員配備し、防災体制を確立する訓練を行うことを追加します。</li> <li>○また、災害対策本部の応急対策活動の円滑な遂行を期するため、各課において策定する職員行動マニュアル等に基づいた実技訓練を行うことを追加します。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>資料P67</b></p>

節 名	修 正 内 容
第16節 自主防災活動の充 実強化	<p>○「自助」・「共助」による取組みの強化として、火災が発生した場合の初期消火の手段に消火器、水バケツに加えて、県営水道と連携によるスタンドパイプ（※1）<b>等の資機材</b>を追加します。</p> <p>○市は、県と連携して、消防団への現役世代、高校生、大学生などの若い人々の入団を進めるため、市民や事業者に対し、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う児童等へ地域防災に関する理解促進を図ること。また、消防団の施設、設備の充実を進め、地域で防災活動のリーダーシップをとる消防団の機能強化に努めることを追加します。</p> <p>○自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材取扱いの指導の実施や、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織間の連携や人的な交流等を積極的に図ること、自主防災組織と消防団との連携を強化し、地域コミュニティの防災体制の充実を図ることを追加します。</p> <p>（※1）スタンドパイプ・・・火災発生時にホースを消火栓につなぎ、結合水圧を利用して消火活動が出来る消火器具。<b>資料P69～70</b></p>
第17節 ボランティアの受 け入れ	<p>○ボランティアの活動を効率的に本市への支援に結びつけるため、一般ボランティアの受け入れは、社会福祉協議会とかながわ県民活動サポートセンターから市と社会福祉協議会、ボランティア団体等が連携して担うものに修正します。</p> <p>○東日本大震災以降、災害ボランティア支援本部から災害ボランティアセンターという呼び名が一般的になったことから、名称を修正します。</p> <p><b>○一般ボランティアと専門ボランティアが行う業務を分かりやすく表現するとともに、専門ボランティアの連携・協力体制の整備の記述を追加します。</b> <b>資料P71～72</b></p>
第18節 災害時要援護者対 策	<p>○地域で災害時に支援が必要な方の情報を事前に共有し、助け合う体制をつくる災害時要援護者支援制度への登録を勧奨し、制度の推進に努めることを追加します。</p> <p>○言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人に対しては、災害時の混乱下においても安心して行動できるように「外国人に対する防災対策」に多言語及びやさしい日本語による広報の充実や表示板を整備することを追加します。</p> <p>○災害時に市内に在住する外国人に情報提供及び相談対応等を行う「災害多言語支援センター」を設置・運営するための訓練を実施することを追加します。</p> <p>○避難所において、高齢者、障がい者等が安心して生活ができるようバリアフリー化の推進及び支援体制の整備に努めることを追加します。</p> <p><b>資料P73～75</b></p>
第19節 企業防災の促進	<p>○事業者は事業継続計画（BCP）を実施するために重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保などの取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることを追加します。 <b>資料P76</b></p>

## 第2章 災害応急対策計画

節 名	修 正 内 容
第1節 応急活動体制	<p>○災害対策本部機能を補完するため、必要に応じて物資、情報のとりまとめを担当する地域活動拠点を北部・中部・南部地区にそれぞれ設置することを追加します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P77</b></p>
第2節 相互協力体制	<p>○災害時の応急対策をより効果的に遂行するために、民間団体との協力業務に医療救護活動を、また民間団体に大和市医師会、大和歯科医師会を追加します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P84～85</b></p>
第7節 災害広報	<p>○災害に関する予報や情報は、あらゆる状況下においても確実に伝達する必要があることから、防災行政無線で放送した内容を確認できる自動音声応答装置、市内にいる市民以外の方を含む全ての方に一斉送信できる緊急速報メール、インターネットを通じて、外部への情報発信が可能な大和市役所公式ツイッターを災害広報の伝達手段に追加します。</p> <p>○各関係機関との調整に、市議会に対しても、重要な災害情報等の伝達を図ることを追加します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P95～96</b></p>
第11節 避難対策	<p>○指定管理対象施設の場合は指定管理者が来訪者、入所者の避難誘導を行うことを追加します。</p> <p><u>○第1章災害予防対策計画第8節避難対策1避難計画の策定」の内容に合わせるため、計画本文中の文言の整理、追加、修正等を行い、わかりやすい表現にするため、「4避難計画」の項を追加します。</u></p> <p>○避難生活が長期に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努めることを追加します。</p> <p>○帰宅困難者が発生した場合、迅速に一時滞在施設を開設し、帰宅困難者へ開設状況の広報及び安全な誘導の実施、鉄道事業者や県等への情報伝達を行うことを追加します。</p> <p>○帰宅困難者へ市内の被害情報、周辺の避難所等に関する情報、鉄道等の運行、復旧情報の提供を行うことを追加します。</p> <p>○協定締結先の事業者等に飲料水やトイレ等の施設の提供の協力を求めることを追加します。</p> <p>○帰宅困難者に対する避難所の確保や輸送対策の実施や、また、必要に応じて市のバスによる帰宅支援を実施することを追加します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P99～109</b></p>

節 名	修 正 内 容
第14節 医療及び助産対策	<p>○医療救護に際しては、県及び災害医療拠点病院や神奈川 DMAT 指定病院などの関係機関と相互に密接な連携を保ち、市医師会等との災害時応援協定に基づき実施することを追加します。</p> <p>○柔軟な医療救護体制をとるため、医療救護班の編成を見直すこととし、また、詳細な人数等を定めた医療救護班の編成表については削除します。</p> <p>○医療救護班による救護活動は、原則として医療救護所において行う。医療救護所に出動する猶予がないときや自身の医療施設で診療を行なうことが適切だと、医師自ら判断したときは、被災地周辺または自身の医療施設において医療救護活動を実施することを追加します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P119～122</b></p>
第15節 行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理、埋・火葬	<p>○遺体の収容において、面積、搬入経路等を考慮し、遺体安置所の場所を大和スポーツセンター競技場管理棟から同体育館第1体育室に変更します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P125</b></p>
第16節 応急給水対策	<p>○本市と県営水道との「応急給水支援に関する覚書」に基づき、県営水道からの応急給水支援を受けて、給水タンクへの受水、臨時給水栓の設置などにより、応急給水活動を実施すること、必要に応じて、県営水道に他の都県市水道事業者への支援要請を求めることを追加します。</p> <p>○応急給水体制の確立について、応急給水が必要な場合に、県知事へ給水対象人員、給水期間、給水量、給水場所等を明らかにして調達のあつせんを要請することを追加します。</p> <p>○給水活動の際に広報する事項として、被害状況の説明や復旧見込み、給水所の場所及び応急給水に関する諸注意に加えて、断水により、トイレの使用を控えることが健康に影響することを追加します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P130～131</b></p>
第18節 生活必需物資供給対策	<p>○他機関からの支援受入れ体制を強化するため、南部地区の生活必需物資集積センターを引地台温水プール立体駐車場から支援物資等の受入れが可能な防災備蓄倉庫を整備した引地川公園ゆとりの森仲良しプラザに変更します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P138</b></p>

節 名	修 正 内 容
第19節 生活確保対策	<p>○指定避難所においては備蓄されている携帯トイレを優先的に使用することを追加します。</p> <p>○衛生面に配慮して、使用済み携帯トイレは、通常のごみと分けて集積した後に環境管理センターへ搬送して処理することを追加します。</p> <p>○被災住民等が常に良好な衛生状態を保つように、入浴施設設置の有無、洗濯等の頻度、ごみ処理の状況など衛生状態の把握に努め、必要な処置を講じることを追加します。</p> <p>○市は、災害時に備えてペットの飼主が平時から備えておくべき事項等の普及啓発と避難所における災害時のペットのためのスペース確保に努めることを追加します。</p> <p>○被災者から寄せられる生活上の不安や要望等に応えるため、県の協力を得て臨時災害相談所を開設し、女性や外国人も相談しやすい窓口を設置することなどを追加します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P147～151</b></p>
第21節 文教対策	<p>○災害時には公共交通機関の運行中止により保護者が帰宅できないことも想定されることから、児童等の帰宅に際しては、保護者へ引き渡すことを原則とする内容を追加します。</p> <p>○学校防災計画等に基づいて、児童等の安全確保を図った後、状況に応じて避難誘導を行うことなどを教職員の対処、指導基準に追加します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P166</b></p>
第22節 災害ボランティアの活動支援	<p>○ネットワークの整備として、ボランティアの活動を効率的に本市への支援に結びつけるため、市とボランティア関係機関・団体等から市と社会福祉協議会等が連携を図ることに修正します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P169</b></p>
第23節 災害時要援護者対策	<p>○女性に配慮した避難所運営を行うため、避難所運営委員会には複数の女性を参加させるように努めることを追加します。</p> <p>○避難所における女性や乳幼児への配慮として、授乳室、男女別更衣室、物干し場などの設置に努めることや避難所運営において、女性の生活環境を良好に保つことなどを追加します。</p> <p>○避難所生活において、性犯罪や配偶者暴力等を防ぐため、女性相談員などの配置や巡回を実施することを追加します。</p> <p>○言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人に対して、多言語及びやさしい日本語による情報の表示・表記や通訳ボランティアの派遣により外国人のニーズを把握するなど、外国人の不安を軽減することを追加します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P171～172</b></p>

### 第3章 災害復旧・復興対策計画

節 名	修 正 内 容
第4節 復興計画の策定	○復興計画策定プロセスにおいて、市民の代表である市議会に対しても意見を求めることを追加します。 <b>資料P178</b>
第8節 義援金品の受付、配布	○義援金品の受付の場所、また、支援物資の受入れにあたり、内容や数量、必要な物資と必要ない物資を公表することを追加します。 ○義援金品の配分について、避難所に避難していない住民についても考慮することを追加します。 <b>資料P181</b>
第9節 弔慰金の支給、災害融資	○法律の改正により、災害弔慰金の支給において遺族の範囲に兄弟姉妹を追加します。 ○規則の廃止により見舞金等の支給については削除します。 <b>資料P182～183</b>
第12節 り災証明書の発行	○り災証明書の発行について、被害調査の実施、り災者台帳の作成など発行手続きを追加するとともにり災証明発行の実施に関する広報を追加します。 <b>資料P185～186</b>

## 第4章 東海地震に関する事前対策計画

節 名	修 正 内 容
第1節～ 第1.1節	<p>○「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」の見直しにより、「東海地震観測情報」が「東海地震に関連する調査情報（臨時）」に修正されたことにより、「観測情報」の記載を「調査情報（臨時）」の記載に修正します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P192～197</b></p>
第3節 大和市の対応	<p>○鉄道の折り返し運転により、駅周辺が混雑することから、駅周辺混乱防止対策として、パニックを防止する対策を行うことを追加します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P197</b></p>
第5節 市民への周知	<p>○地震防災信号の警鐘については使用していないことから削除します。</p> <p>○広報手段として、FMやまとを追加します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P199</b></p>
第6節 鉄道折り返し駅及び周辺の混乱防止対策	<p>○市内にターミナル駅が複数あることから、帰宅困難者の支援を強化する必要があるため、一時滞在施設として現行の草柳小学校に加えて、新たに各学習センター（林間を除く）を追加します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P200</b></p>
第8節 児童・生徒等の保護対策	<p>○東海地震注意情報等が発表された場合には、児童等の生命・身体の安全確保を図り、安全が確保されるまでは学校で保護する。公共交通機関の運行中止により保護者が帰宅できないことも想定されることから、児童等の帰宅に際しては、保護者へ引き渡すことを原則とする内容を追加します。</p> <p>○学校防災計画等に基づいて、児童の安全確保を図った後に避難誘導を実施することなどを教職員の対処、指導基準に追加します。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P202～203</b></p>

## 【第3編 風水害対策計画編】

### 第1章 災害予防対策計画

節 名	修 正 内 容
第1節 防災組織	地震編と同様  <b>資料P207～209</b>
第2節 都市の防災対策	地震編と同様  <b>資料P214</b>
第8節 災害時情報の収集・提供体制の拡充	地震編と同様  <b>資料P223</b>
第9節 災害対策本部等組織体制の拡充	地震編と同様  <b>資料P225</b>
第10節 避難対策	○浸水想定区域内に所在する避難にあたって防災上の配慮を要する施設を追加する。(その他は、地震編と同様)  <b>資料P226～229</b>
第12節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄	地震編と同様  <b>資料P233～235</b>
第15節 広域応援体制等の拡充	地震編と同様  <b>資料P238～239</b>
第16節 防災知識の普及	○市民の心得（役割）で「自助」・「共助」への取組みを強化するため、自助では携帯トイレの準備や、道路が冠水した場合には高い場所へ移動、共助では隣近所への声かけの励行を追加します。  <b>資料P244～245</b>
第17節 防災訓練	地震編と同様  <b>資料P248</b>
第18節 自主防災活動の充実強化	地震編と同様  <b>資料P250～251</b>
第19節 ボランティアの受け入れ	地震編と同様  <b>資料P252～253</b>

節 名	修 正 内 容
第20節 災害時要援護者対策	地震編と同様  <b>資料P254～256</b>
第21節 企業防災の促進	地震編と同様  <b>資料P256</b>

## 第2章 災害応急対策計画

節 名	修 正 内 容
第2節 応急活動体制	地震編と同様  <b>資料P258～259</b>
第3節 相互協力体制	地震編と同様  <b>資料P266～267</b>
第5節 気象情報等の収集、伝達	○竜巻や激しい突風の発生が予想される場合に、的確に情報を入手して、迅速な避難が実施できるように、気象庁から発表される「竜巻注意情報」と竜巻が発生する可能性の程度を1時間先まで予測する「竜巻発生確度ナウキャスト」の活用について追加します。  <b>資料P275</b>
第8節 災害広報	地震編と同様  <b>資料P281～282</b>

節 名	修 正 内 容																					
第13節 避難対策	<p>○迅速な避難に備えるため、境川、引地川の水位観測地点ごとに避難勧告、避難指示を行う基準を策定し、公表をすることを追加します。</p> <p><u>○第1章災害予防対策計画第10節避難対策1避難計画の策定」の内容に合わせるため、計画本文中の文言の整理、追加、修正等を行い、わかりやすい表現にするため、「4避難計画」の項を追加します。</u></p> <p>○風水害時に迅速かつ安全な避難行動をとるために、浸水のおそれのある指定避難所については予め開設しないこととし、浸水のおそれのある指定避難所の代替施設を示した表を追加します。</p> <p style="text-align: center;">(表) 浸水のおそれのある指定避難所とその代替施設</p> <table border="1" data-bbox="459 674 1418 1117"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>浸水のおそれのある指定避難所</th> <th>代替施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大和東小学校</td> <td>大和小学校、深見小学校</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>福田小学校</td> <td>桜ヶ丘学習センター、渋谷学習センター</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>下福田小学校</td> <td>ゆとりの森仲良しプラザ</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>上和田中学校</td> <td>上和田小学校、横浜市瀬谷区で開設された避難所（本市との協定による）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>渋谷中学校</td> <td>渋谷小学校</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>大和東高校</td> <td>大和小学校、深見小学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害の規模や状況によっては、コミュニティセンターなどの施設を利用する。</p> <p style="text-align: right;"><b>資料P288～300</b></p>	番号	浸水のおそれのある指定避難所	代替施設	1	大和東小学校	大和小学校、深見小学校	2	福田小学校	桜ヶ丘学習センター、渋谷学習センター	3	下福田小学校	ゆとりの森仲良しプラザ	4	上和田中学校	上和田小学校、横浜市瀬谷区で開設された避難所（本市との協定による）	5	渋谷中学校	渋谷小学校	6	大和東高校	大和小学校、深見小学校
番号	浸水のおそれのある指定避難所	代替施設																				
1	大和東小学校	大和小学校、深見小学校																				
2	福田小学校	桜ヶ丘学習センター、渋谷学習センター																				
3	下福田小学校	ゆとりの森仲良しプラザ																				
4	上和田中学校	上和田小学校、横浜市瀬谷区で開設された避難所（本市との協定による）																				
5	渋谷中学校	渋谷小学校																				
6	大和東高校	大和小学校、深見小学校																				
第16節 医療及び助産対策	地震編と同様 <p style="text-align: right;"><b>資料P309～311</b></p>																					
第17節 行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理、埋・火葬	地震編と同様 <p style="text-align: right;"><b>資料P316</b></p>																					
第18節 応急給水対策	地震編と同様 <p style="text-align: right;"><b>資料P319～321</b></p>																					
第20節 生活必需物資供給対策	地震編と同様 <p style="text-align: right;"><b>資料P328</b></p>																					
第21節 生活確保対策	地震編と同様 <p style="text-align: right;"><b>資料P334～338</b></p>																					
第23節 文教対策	地震編と同様 <p style="text-align: right;"><b>資料P352</b></p>																					

節 名	修 正 内 容
第 2 4 節 災害ボランティア の活動支援	地震編と同様  <b>資料P355</b>
第 2 5 節 災害時要援護者対 策	地震編と同様  <b>資料P357~358</b>

### 第 3 章 災害復旧・復興対策計画

節 名	修 正 内 容
第 4 節 復興計画の策定	地震編と同様  <b>資料P364</b>
第 8 節 義援金品の受付、 配布	地震編と同様  <b>資料P368</b>
第 9 節 弔慰金の支給、災 害融資	地震編と同様  <b>資料P369~370</b>
第 1 2 節 り災証明書の発行	地震編と同様  <b>資料P372~373</b>

## 8. その他

### (1) 取組み体制の構築

地域防災計画の内容をより実行性のあるものとするため、全庁で各部の職員行動マニュアルを見直し、これに基づく訓練の実施と検証を行います。

また、同時に各部間の行動を調整することで、市全体として災害時に効果的かつ迅速な活動が実施できる体制を構築します。

### (2) 計画の運用にあたって

本計画に基づき、災害対応を実施しますが、被害を最小限にするため、計画の記載内容に捉われず柔軟に取り組めます。

## 9. 今後の予定

H25. 2 神奈川県への報告

H25. 2 大和市地域防災計画公表